

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和6年8月2日

井原市議会議長

三宅文雄様

井原市議会議員 荒木 謙二

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和6年7月29日 10:00～17:00 令和6年7月30日 10:00～17:00
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	京都市南区東九条西山王町1 京都 JA ビル 107 号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	・財政を理解して、より説得力のある政策提案につなげよう！ ・令和時代における持続可能な財政運営に向けて ・自治体でもっと SDGs に取り組もう！～尼崎市の事例から ・総合計画と政策マネジメント
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	別紙①のとおり
5. 活動内容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



別紙①

『研修概要』

【財政を理解して、より説得力のある政策提案につなげよう！】

講師； 前尼崎市長 稲村 和美 氏

○かなり危機的だった尼崎市

- ・ 阪神工業地帯の中核を担った高度成長期
 - 大気汚染、地盤沈下といった環境公害
 - 急激な人口の増加と減少
- ・ インナーシティー問題
- ・ バブルの崩壊・震災・リーマンショック⇒危機的な財政状況

○「攻守バランス型」の行政運営

- ・ 「課題先進都市」⇒「課題解決先進都市」を目指す
 - 製作・まちづくりそのものがメッセージ
 - 魅力の向上×課題の解決
 - 多様な主体との協働
 - 前例にとらわれないチャレンジ

○政策の実現を拒むものは何か？

- ・ 必要性・重要性の合意が形成されていない
- ・ 予算がない
- ・ 実施体制が確保できない

○政策にかかる予算を具体的に考えてみよう

政策の実現＝費用の支払い完了ではない

- ・ 単発の支出か継続的な支出か？
- ・ ハードとソフトの優先順位を比べるのは難しい

○自治体収入は全てが自由に使えるお金じゃない

- ・ 普通にイメージする「自由に使えるお金」は「一般財源」

○地方交付税とは～水平・垂直の財政調整

- ・ 地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、自治体が一定の行政サービスを計画的に実施するための財源確保を保証するために、国が徴収する地方の固有財源
- ・ 財源は国税収入の一定割合、地方法人税の全額

○交付税算定の仕組み

- ・ 普通交付税＝基本財政需要額－基本財政収入額（財源不足額）

○地方財政計画の動向を押さえておこう

- ・ 国は「地方財政計画」を策定し、地方交付税や地方債などにより地方財政全体の財源を保証する。

○地方財政計画・地方交付税の注意点

- ・地方財政計画は、財源保障機能を有するとともに国施策を地方反映させる政策インセンティブの機能を持つ
- ・地方経費として「交付税に参入」されても地方財政計画上の一般財源の範囲内で調整されてしまう

⇒計画上、一般財源総額がどれだけ確保されているかが重要

○単年度だけでなく、将来の収支見通しを踏まえる重要性

ソフト面⇒少子化・高齢化・人口減少時代

ハード面⇒「つくる」から「つかう」の時代

○予算だけでなく決算もしっかりチェック

- ・普通にイメージする赤字・黒字に近いには「実質単年度収支」
- ・当該年度の予算と決算の比較・前年度の決算との比較
- ・実質収支は基本的に赤字にならない
- ・「実質を反映した収支」に着目しよう
- ・そもそも各事業は、投じた予算に対して期待した成果を生んでいるか

○節約しながら政策を実施してきて痛感したこと

- ・課題発見力・課題設定力の重要性
- ・行政の縦割りは職員の責務の明確化に資する一方で不効率を生み出すことも多い
- ・間接経費を減らす・一つの事業で複数の政策目的にアプローチ
- ・お金で買えない価値がある

【所 感】

財政は、とっつきにくく感じるが、素朴な疑問、何を重点的に学ぶのが優先かを踏まえて深めていきたい。

行政は市民からいただいた税を適切に使って、セーフティーネット機能を果たすことが大前提であるから、財政状況に関わらず、多様な主体の参画が、市民の暮らしとまちを豊かにするとの発想で今後もリアリティのある積極的な政策提案をしていくことに努める。

【令和時代における持続可能な財政運営に向けて】

講師；横田 慎一（公認会計士・博士・英国勅許公共財務会計士）

1. 近年の財政非常事態の原因と財政健全性

① よく使われる財政指標とその課題（よく使われる指標①）

- ・形式収支；歳入総額－歳出総額
- ・実質収支；形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
- ・単年度収支；当該年度の実質収支－前年度の実質収支
- ・実質単年度収支；単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額

② 経常収支比率（よく使われる指標②）

- ・経常収支比率の算定式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

- ・経常収支比率の意味合い

財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す

- ・経常収支比率は、投資的経費の財源を捻出するため概ね 70%から 80%の間であることが理想とされてきた
- ・しかし、扶助費の増加により 90%超が常態化している
- ・臨時財政対策債は分母の「経常一般財源総額」に加算され、臨時財政対策債の依存度の高さは経常収支比率の悪化をもたらさない

③ 健全化判断比率

- ・実質赤字比率（健全化判断比率）

一般会計ベースでの資金不足の状況を表す

実質収支の赤字額を標準財政規模で除した比率であり、資金残高を財政標準規模で除した指数

資金不足が生じていない場合には実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「－」となり比率の算定はなされない

早期健全化基準は、市区町村 11.25%道府県は 3.75%

財政再生基準は、市区町村 20%道府県 5%

- ・連結実質赤字比率（健全化判断比率）

前関係ベースでの資金不足の状況を表す

早期健全化基準は、市区町村 16.25%道府県 8.75%

財政再生基準は、市区町村 30%道府県 15%

- ・実質公債費比率

標準財政規模に対する元利償還金等の比率を表す

- ・将来負担比率

標準財政規模に対する将来負担額の見込み額の比率を表す

④ 近年の財政非常事態宣言の原因と財政健全化

- ・ 財政健全化法による健全化比率に問題がないにも関わらず、財政非常事態宣言を発出する地方自治体が見られる
- ・ そのほか、経常収支比率や単年度収支、実質単年度収支が従来の官庁会計では重視されている
- ・ ただし、これらの指標だけでは財政状況はわからない
- ・ 近年の財政非常事態宣言の例では財政調整基金などの基金を取り崩した、臨時財政対策債に依存した財政運営を行ってきた財政調整基金や歳計現金が少なくなってくると財政非常事態宣言を発出せざるを得なくなる例が散見される
- ・ しかし、財政調整基金や歳計現金が少なくなってくるまでは経常収支比率や単年度収支、実質単年度収支のいずれにも異常点が現れない場合が多い

⑤ 臨時財政対策債について

- ・ 臨時財政対策債は、自治体全体での地方交付税の財源不足に対すべく平成 13 年に創設
- ・ 地方交付税の財源不足額の半分を国が負担、残る半分以上を自治体が臨時財政対策債の発行によって賄う
- ・ 臨時財政対策債の元利償還金相当額は「地方交付税の基準財政需要額に算入」され、最終的には地方自治体の負担とならないという総務省の説明
- ・ しかし、そもそも自治体全体での地方交付税の財源不足が恒常化している状態では、将来の交付税の増額は期待されず、交付税措置された元利償還相当額も新たな臨時財政対策債の発行で補われている状態
- ・ 臨時財政対策債は将来の交付税の先食いといわれることがある

⑥ 地方公会計について

- ・ 地方公会計とは、民間企業の決算書を参考として、自治体の決算状況をより「見えるか」するように、自治体にも発生主義会計・複式簿記に基づいた財政書類を導入する
- ・ 古くは 1990 年ごろから一部の自治体により試行的に財務書類の作成がなされてきた
- ・ 2000 年ごろからは総務省を中心として、総務省方式、総務省改訂モデルによる財務書類の作成がなされてきたが、これらの財務書類は簡便的なもの

⑦ 地方自治体が直面する課題

- ・ 益々の少子高齢化の進展
- ・ 人材不足と業務の多様化・高度化
- ・ 公共施設とインフラの更新費用の増大
- ・ 物価上昇

【所 感】

基金や地方債に過度に依存していないかなど過去の決算状況を踏まえた財政の健全性に関する理解が重要であると感じた。最小の経費で最大の効果を求められるなか、高い経済性、効率性、有効性が期待されるなど事業規模の適正化を注視していく必要性を感じた。

【自治体でもっと SDGs に取り組もう】

講師； 前尼崎市長 稲村 和美 氏

① SDGs 推進への自治体の責任と役割

- ・ 気候変動等への危機感・ビジネス上の必要性&チャンス拡大による国際レベルでの機運の高まり
- ・ 日本国内では「地方創生」が課題～人口減少時代に向き合い、地域資源を活かして持続可能な地域社会を目指す必要
- ・ とりわけ基礎自治体は「誰一人取り残さない」を担う最前線
- ・ 子どもたちと地域をつなぐことができる
- ・ 地域の特性に応じた取り組みの可能性
- ・ 統合性のある取り組みを進めやすい

② 国による自治体 SDGs の支援・促進策

- ・ SDGs 未来都市の選定
- ・ 自治体 SDGs モデル事業・広域連携 SDGs モデル事業（補助金）
- ・ SDGs 自治体施策支援事業（専門家派遣）
- ・ 地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム
- ・ 地方創生 SDGs 金融

③ 行政の縦割りをどう打破するかー施策評価の活用

- ・ 総合計画の PDCA サイクルプロセス
- ・ 総合計画と分野ごとの個別計画をリンクさせる機能
- ・ 予算編成プロセスの起点となる決算評価

④ 施策評価に基づく予算編成

⑤ 施策間連携サミット 一審議会の横連携

⑥ 起業・団体との連携でまちぐるみの取り組みを！

【総合計画と政策マネジメント】—行政計画を「つくる」から「つかう」へ！

講師； 前尼崎市長 稲村 和美 氏

① 総合計画の位置づけと機能を明確に

- ・ 地方分権改革に伴う地方自治法改正⇒基本構想を議会の議決を経て定める義務規定が削除 策定の有無を含め、自治体独自の判断へ
- ・ 多くの自治体で自治法改正後も条例に基づき総合計画を策定⇒総合計画の位置づけと機能＝何のために＆どのように使うことを想定して策定するのか、というところから定義・確認する必要

② 総合計画と首長公約の関係/議会の役割（尼崎市の場合）

- ・ 総合計画を最上位の行政計画と位置づけ
- ・ 10年の基本構想を議会で議決
- ・ 基本構想は二元代表制における両輪である首長・議会後ともに合意したビジョン・方針であり、首長の公約も原則このビジョン・方針の具体策として整理⇒基本構想と首長公約に齟齬が生じるような場合は、改定と改めての議決を想定
- ・ 総合計画を市全体のまちづくりの方向性を定める「羅針盤」として、施策ごとの成果と課題を組織の縦割りを超えて評価する「施策評価」を導入。議会の決算審査の付属資料として提出。

③ 全庁的な政策マネジメントとプロモーション

- ・ 「課題先進都市」ならば「課題解決先進都市」を目指そう！

④ 行政評価システムと成果指標

⑤ 施策評価の仕組みづくりへ

⑥ 施策評価の機能と役割

- ・ 予算編成プロセスの起点となる決算評価
- ・ 総合計画の ODCA プロセス
- ・ 総合計画と分野ごとの個別計画をリンクさせる機能

【所 感】

SDGs は国際的な目標であり、官民ともに取り組まない選択肢はないと思える。行政の縦割りを超えて包括的な取組また、地域の特性を活かした取組をしていかなければならないと感じた。

総合計画については、何のための事業か、どうなることを目指しているのか、実施した成果と課題を抽出し、適切な指標を設定すべきと考える。